

2024年度（2025年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 お よ び 預 貯 金	54,765	保 険 契 約 準 備 金	4,178,753
現 金	18	支 払 備 金	39,821
預 貯 金	54,746	責 任 準 備 金	4,113,660
コ ー ル ロ ー ン	78,000	社 員 配 当 準 備 金	25,270
買 入 金 銭 債 権	10,481	再 保 險 借	632
有 価 証 券	4,413,189	社 債	102,609
国 債	1,788,496	そ の 他 負 債	307,562
地 方 債	46,878	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	207,786
社 債	905,513	借 入 金	44,000
株 式	596,067	未 払 法 人 税 等	326
外 国 証 券	968,143	未 払 金	13,427
そ の 他 の 証 券	108,090	未 払 費 用	7,417
貸 付 金	301,108	前 受 収 益	178
保 険 約 款 貸 付	27,081	預 り 金	530
一 般 貸 付	274,027	預 り 保 証 金	16,726
有 形 固 定 資 産	347,734	金 融 派 生 商 品	4,934
土 地	204,082	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	7,544
建 物	137,091	リ ー ス 債 務	3,339
リ ー ス 資 産	3,339	資 産 除 去 債 務	1,068
建 設 仮 勘 定	885	仮 受 金	283
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	2,335	退 職 給 付 引 当 金	27,077
無 形 固 定 資 産	35,201	価 格 変 動 準 備 金	57,460
ソ フ ト ウ ェ ア	28,161	繰 延 税 金 負 債	30,444
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	7,039	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	14,553
代 理 店 貸	1	支 払 承 諾	39,025
再 保 險 貸	499		
そ の 他 資 産	46,450	負債の部合計	4,758,117
未 収 金	12,787	(純 資 産 の 部)	
前 払 費 用	4,985	基 金	51,000
未 収 収 益	18,410	基 金 償 却 積 立 金	206,000
預 託 金	3,080	再 評 価 積 立 金	281
金 融 派 生 商 品	2,978	剰 余 金	105,478
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	2,298	損 失 填 補 準 備 金	397
仮 払 金	749	そ の 他 剰 余 金	105,081
そ の 他 の 資 産	1,159	基 金 償 却 準 備 金	40,800
前 払 年 金 費 用	598	社 員 配 当 平 衡 積 立 金	5,945
支 払 承 諾 見 返	39,025	当 期 未 処 分 剰 余 金	58,335
貸 倒 引 当 金	△ 720	基 金 等 合 計	362,760
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	251,365
		土 地 再 評 価 差 額 金	△ 45,909
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	205,456
		純資産の部合計	568,216
資 産 の 部 合 計	5,326,334	負債および純資産の部合計	5,326,334

注1. 有価証券（現金および預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）にもとづく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式および関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものおよび同法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については原価法、その他有価証券については、3月末日の市場価格等にもとづく時価法（売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法）によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 個人保険・個人年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）にもとづき、責任準備金対応債券に区分しております。

3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）にもとづき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に奥行補正等の合理的な調整を行って算定または同施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。

5. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

・有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。

・リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

6. 外貨建資産・負債（子会社株式および関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式および関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準にもとづき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果にもとづいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2百万円であります。

8. 退職給付引当金および前払年金費用は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務および年金資産の見込額にもとづき、計上しております。

退職給付債務ならびに退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌期より6年
過去勤務費用の処理年数	発生年度全額処理

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定にもとづき算出した額を計上しております。

10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジおよび金利スワップの特例処理、外貨建債券および外貨建投資信託等の一部に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップの振当処理、その他の外貨建取引等については為替の振当処理を行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動またはキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

11. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産にかかる控除対象外消費税等のうち、法人税法に規定する繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

12. 保険料等収入（再保険収入を除く）は、原則として、収納があり、保険契約上の責任または保険期間が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条および保険業法施行規則第69条第1項第2号にもとづき、責任準備金に積み立てております。

13. 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款にもとづく支払事由が発生し、当該約款にもとづいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条および保険業法施行規則第72条にもとづき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本則にもとづく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定にもとづき、以下の方法により算出した額を計上しております。

（計算方法の概要）

IBNR告示第1条第1項本則に掲げるすべての年度の既発生未報告支払備金積立所要額および保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。

14. 期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約にもとづく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項にもとづき、保険料および責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。

- (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

保険業法施行規則第69条第5項の規定にもとづき、予定利率3.75%以上の個人年金保険契約のうち2025年3月31日以前に年金支払いを開始している契約を対象として積み立てた責任準備金が含まれております。

このうち、当年度中に年金支払いを開始した契約を対象として当年度末に追加して積み立てた責任準備金は6,143百万円であります。この結果、当年度末に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、経常利益および税引前当期純剰余が6,143百万円減少しております。

なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項および保険業法施行規則第80条にもとづき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条および保険業法施行規則第69条第1項第3号にもとづき、保険契約にもとづく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

15. 有形固定資産の減損損失の算定方法は、次のとおりであります。

(1) 算定方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業全体で1つの資産グループとしております。また、賃貸不動産等、遊休不動産等、売却予定不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。複数の用途で使用されている物件のグルーピングについては、物件の用途率等に応じていずれの資産グループに属するかを決定しております。

資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる場合等に、減損の兆候を把握しております。

減損の兆候が把握された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

回収可能価額は、保険事業等の用に供している不動産等、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を適用しております。遊休不動産等、売却予定不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については、将来キャッシュ・フローの割引現在価値としており、その算定にあたって使用する割引率については、資本コストによっております。

また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準にもとづく評価額または公示価格を基準とした評価額等から処分費用見込額を差し引いて算定しております。

(2) 主要な仮定

減損損失の認識および使用価値の算定に用いる将来キャッシュ・フローにおける主要な仮定は、資産グループの現在の使用状況（入居率、賃料等）を踏まえた使用計画であります。当該仮定は、経済環境や資産グループ固有の事象の変化の影響を受ける可能性があります。

(3) 翌年度の財務諸表に与える影響

減損損失の認識および使用価値の算定に用いる将来キャッシュ・フローにおける主要な仮定は、外部情報を含めて入手可能な情報にもとづいた最善の見積りであると評価しております。一方で、将来の不確実性があることから、結果として翌年度において減損損失が発生する可能性があります。

また、不動産鑑定評価基準にもとづく評価額は、将来の不動産市況の動向に影響を受ける可能性があり、その結果として正味売却価額が減少した場合には、翌年度において減損損失が発生する可能性があります。

16. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間にもとづく定額法により行っております。

17. 当年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は、以下のとおりであります。

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手のすべてのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号のすべての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、すべてのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2027年度の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等を適用することによる影響は評価中であります。

18. (1) 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、保険商品ごとの負債特性に応じ、以下の方針で行っております。

- ・利率変動積立型終身保険・利率変動型積立保険・2012年4月2日以降契約の新一時払個人年金保険については、資産と負債のデュレーションを一致させ金利変動リスクを回避することを旨とする「マッチング型ALM」による国内公社債中心の運用を行っております。
- ・上記以外の個人保険・個人年金保険については、国内公社債・貸付金等の円金利資産をポートフォリオの中核として保険負債の特性に対応した運用を行いつつ、国内株式・外国証券・不動産等へ一定程度資産配分することにより、収益性の向上に取り組んでおります。

また、デリバティブ取引については、主に保有している有価証券が持つ価格変動リスク、為替変動リスク等および社債が持つ為替変動リスクを回避（ヘッジ）することを目的に活用しております。

なお、主な金融商品として、有価証券は価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスクおよび為替変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

市場リスクの管理にあたっては、VaR法による有価証券等のリスク量の定量的な管理と、市場環境が悪化するシナリオを想定し、当社ポートフォリオへの影響を分析するストレステストや感応度分析による管理を併用し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。信用リスクの管理にあたっては、VaR法によりポートフォリオ全体の信用リスク量を定量化し、リスク量が許容範囲内に収まるようコントロールしております。また、取引先の信用度に応じた社内信用格付の付与や、投融資執行部から独立したリスク管理統括部による事前の厳正な審査、事後のフォロー等を実施する体制を敷くとともに、信用リスクが特定の企業・グループに集中することを防止するため、信用リスクの程度に応じた与信枠を設定のうえ管理を行い、良質なポートフォリオの構築に努めております。

(2) 主な金融資産および金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金および預貯金、コールローン、債券貸借取引受入担保金は、主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
買入金銭債権	10,481	10,418	△62
満期保有目的の債券	9,717	9,654	△62
その他有価証券	764	764	-
有価証券	4,277,380	3,943,784	△333,595
売買目的有価証券	28,325	28,325	-
満期保有目的の債券	202,032	203,109	1,076
責任準備金対応債券	2,231,326	1,896,654	△334,672
その他有価証券	1,815,694	1,815,694	-
貸付金	301,108	302,751	1,642
保険約款貸付	27,081	27,081	-
一般貸付	274,027	275,670	1,642
資産計	4,588,969	4,256,953	△332,016
社債	102,609	100,504	△2,104
借入金	44,000	47,148	3,148
負債計	146,609	147,653	1,043
金融派生商品	(1,956)	(1,956)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	157	157	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,114)	(2,114)	-

*デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

非上場株式等(子会社・関連会社を含む)の市場価格のない株式等については、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当期末における貸借対照表価額は、77,678百万円であります。また、当年度において、2,977百万円減損処理を行っております。

投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。)第24-3項、第24-9項の取扱いを適用した投資信託も有価証券に含めております。

組合等への出資については、時価算定会計基準適用指針第24-16項の取扱いを適用し、有価証券に含めておりません。当該組合等への出資の当期末における貸借対照表価額は、58,131百万円であります。

(3) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりであります。

① 売買目的有価証券

当期の損益に含まれた評価差額は△205百万円であります。

② 満期保有目的の債券

種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	買入金銭債権	3,267	3,480	212
	公社債	10,603	10,758	155
	外国債券	81,000	86,365	5,365
	小計	94,871	100,604	5,733
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	買入金銭債権	6,449	6,174	△275
	公社債	46,829	45,432	△1,397
	外国債券	63,600	60,552	△3,047
	小計	116,878	112,159	△4,719
合計		211,750	212,763	1,013

③ 責任準備金対応債券

種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	914,283	939,278	24,994
	小計	914,283	939,278	24,994
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,317,042	957,375	△359,666
	小計	1,317,042	957,375	△359,666
合計		2,231,326	1,896,654	△334,672

④その他有価証券

種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額 が取得原価または 償却原価を超えるもの	買入金銭債権	337	428	90
	公社債	67,728	68,633	905
	株式	145,859	499,601	353,741
	外国債券	16,545	16,789	243
	その他	285,821	327,171	41,349
	小計	516,293	912,623	396,330
貸借対照表計上額 が取得原価または 償却原価を超えないもの	買入金銭債権	377	335	△41
	公社債	398,484	383,496	△14,988
	株式	21,550	19,008	△2,541
	外国債券	412,406	371,881	△40,525
	その他	144,559	129,112	△15,446
	小計	977,378	903,835	△73,543
合計		1,493,671	1,816,459	322,787

当年度において、1百万円減損処理を行っております。

- (4) 金銭債権および満期のある有価証券の償還予定額、社債およびその他負債の返済予定額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
買入金銭債権	-	-	-	-	-	10,481
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	9,717
その他有価証券	-	-	-	-	-	764
有価証券	17,979	204,834	319,883	403,057	531,809	1,747,521
満期保有目的の債券	900	5,100	-	28,000	40,000	128,026
責任準備金対応債券	10,000	137,550	190,200	229,800	228,320	1,388,110
その他有価証券	7,079	62,184	129,683	145,257	263,489	231,384
貸付金*	34,481	56,800	44,990	35,114	68,892	23,749
社債	-	-	-	-	-	15,000
借入金	-	-	-	-	-	5,000

*貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めないものは含めておりません。

*貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

19. 主な金融商品の時価の内訳等に関する事項は、次のとおりであります。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	764	764
その他有価証券	-	-	764	764
有価証券(*1)	618,913	1,035,639	21,042	1,675,595
売買目的有価証券	-	28,325	-	28,325
その他	-	28,325	-	28,325
その他有価証券	618,913	1,007,313	21,042	1,647,269
国債・地方債	21,622	616	-	22,239
社債	-	429,890	-	429,890
株式	518,610	-	-	518,610
外国債券	-	367,628	21,042	388,670
その他	78,680	209,178	-	287,859
資産計	618,913	1,035,639	21,806	1,676,359
デリバティブ取引(*2)	-	(1,956)	-	(1,956)
通貨関連	-	(1,956)	-	(1,956)

(*1)時価算定会計基準適用指針第24-3項、第24-9項の取扱いを適用した投資信託については、上記表に含めておりません。同適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表価額は、163,120百万円であり、同適用指針第24-9項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表価額は、5,304百万円であります。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

①時価算定会計基準適用指針第24-3項、第24-9項の取扱いを適用した投資信託

ア 時価算定会計基準適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から
期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

期首残高	161,421
当期の損益 または評価・換算差額	△567
損益に計上*	△1
その他有価証券評価差額金に 計上	△566
購入、売却および償還の純額	2,266
投資信託の基準価額を 時価とみなすこととした額	-
投資信託の基準価額を 時価とみなさないこととした額	-
期末残高	163,120
当期の損益に計上した額のうち 貸借対照表日において保有する 投資信託の評価損益*	△1

*損益計算書の「資産運用収益」および「資産運用費用」に含まれております。

イ 当期末における解約等に関する制限の内容ごとの内訳

(単位:百万円)

内容	金額
解約意思表示から解約日まで1カ月超かかるもの	34,739
上記以外のもの	128,381

ウ 時価算定会計基準適用指針第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から
期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

期首残高	5,227
当期の損益 または評価・換算差額	77
損益に計上*	-
その他有価証券評価差額金に 計上	77
購入、売却および償還の純額	△0
投資信託の基準価額を 時価とみなすこととした額	-
投資信託の基準価額を 時価とみなさないこととした額	-
期末残高	5,304
当期の損益に計上した額のうち 貸借対照表日において保有する 投資信託の評価損益*	-

*損益計算書の「資産運用収益」および「資産運用費用」に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	9,342	311	9,654
満期保有目的の債券	-	9,342	311	9,654
有価証券	1,545,981	406,863	146,918	2,099,763
満期保有目的の債券	-	56,190	146,918	203,109
社債	-	56,190	-	56,190
外国債券	-	-	146,918	146,918
責任準備金対応債券	1,545,981	350,672	-	1,896,654
国債・地方債	1,545,981	37,821	-	1,583,803
社債	-	312,850	-	312,850
貸付金	-	-	302,751	302,751
保険約款貸付	-	-	27,081	27,081
一般貸付	-	-	275,670	275,670
資産計	1,545,981	416,205	449,981	2,412,169
社債	-	100,504	-	100,504
借入金	-	-	47,148	47,148
負債計	-	100,504	47,148	147,653

(3) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

①有価証券（買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）にもとづく有価証券として取扱うものを含む）

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に上場株式や上場投資信託、市場での取引が活発な国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に社債および外国債券等がこれに含まれます。相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップ金利、金利スワップスプレッド、カレンシーベース等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がない非上場投資信託については、取引先金融機関から提示された価格等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

②貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

一般貸付については、貸付金の種類毎に元利金の合計額を、市場金利に内部格付にもとづく一定の調整を加えた割引率で割り引いて時価を算出しており、レベル3の時価に分類しております。なお、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

③社債

当社の発行する社債については、市場価格等を時価として採用し、レベル2の時価に分類しております。また、通貨スワップの振当処理の対象とされた社債については、当該時価を含めて記載しております。通貨スワップの時価は外部情報ベンダーの評価を時価として採用しております。

④借入金

借入金については、元利金の合計額を、市場金利に当社の信用リスクにもとづく一定の調整を加えた割引率で割り引いて時価を算出しており、レベル3の時価に分類しております。

⑤デリバティブ取引

デリバティブ取引については、為替予約は3月末日のTTMにもとづき当社で算出した理論価格を、通貨オプション取引は外部情報ベンダーの評価等を時価として採用しております。

評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(4) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報

レベル3の時価については、第三者から入手した価格を調整せずに使用しております。

②期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

	買入金銭債権	有価証券	資産計	デリバティブ取引
	その他有価証券	その他有価証券		株式関連
	その他	外国債券		
期首残高	855	32,062	32,918	1
当期の損益 または評価・換算差額	△72	3,952	3,880	681
損益に計上*	△20	1,190	1,170	681
その他有価証券評価差額金に 計上	△51	2,761	2,709	-
購入、売却、発行および決済の純額	△19	△14,972	△14,991	△683
レベル3の時価への振替	-	-	-	-
レベル3の時価からの振替	-	-	-	-
期末残高	764	21,042	21,806	-
当期の損益に計上した額のうち 貸借対照表日において保有する金融資産 および金融負債の評価損益*	△20	1,190	1,170	-

*損益計算書の「資産運用収益」および「資産運用費用」に含まれております。

③時価の評価プロセスの説明

当社は主計部およびリスク管理統括部にて時価の算定に関する方針および手続を定めており、これに沿ってリスク管理統括部が時価を算定しております。算定された時価については、リスク管理統括部内の独立した部署にて、時価の算定に用いられた評価技法およびインプットの妥当性ならびに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性およびリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

20. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は、229,748百万円、時価は、290,335百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書にもとづく金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)によっております。

21. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、319,110百万円であります。

22. 債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権ならびに貸付条件緩和債権の額は、458百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

(1) 債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は386百万円であります。上記取立不能見込額の直接減額は、2百万円であります。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。

(2) 債権のうち、危険債権額はありません。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

(3) 債権のうち、三月以上延滞債権額は51百万円であります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。

(4) 債権のうち、貸付条件緩和債権額は20百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。

23. 有形固定資産の減価償却累計額は279,757百万円であります。

24. 特別勘定の資産の額は28,712百万円であります。

なお、負債の額も同額であります。

25. 子会社等に対する金銭債権の総額は476百万円、金銭債務の総額は3,677百万円であります。

26. (1) 繰延税金資産の総額は74,336百万円、繰延税金負債の総額は91,837百万円であります。

繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、12,943百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、

価格変動準備金	16,548百万円、
危険準備金	13,897百万円、
追加責任準備金	13,048百万円、
退職給付引当金	7,762百万円、
減損損失	7,009百万円、
およびIBNR備金	5,277百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、

その他有価証券の評価差額	85,293百万円であります。
--------------	-----------------

(2) 当年度における法定実効税率は27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、税率変更による期末繰延税金資産の増額修正△11.1%、受取配当等の益金不算入△5.7%、社員配当準備金△5.4%、基金利息△5.2%であります。

(3) 「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)の成立に伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に適用される法定実効税率27.9%は、回収または支払が見込まれる期間が2026年4月1日以降のものについては28.8%に変更になりました。

この変更により、当期末における繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は1,210百万円、再評価に係る繰延税金負債の金額は454百万円それぞれ増加となります。

また、法人税等調整額は1,405百万円の減少となります。

(4) 当社を通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税および地方法人税ならびに税効果会計の会計処理および開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用しております。

27. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	26,064百万円
前期剰余金からの繰入額	2,896百万円
当期社員配当金支払額	3,693百万円
利息による増加等	3百万円
当期末現在高	25,270百万円

28. 子会社等の株式は64,857百万円であります。

29. 担保に供されている資産の額は、有価証券322,655百万円であります。

30. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は7百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は320百万円であります。
31. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は251,647百万円であります。
32. 売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は44,850百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
33. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、7,690百万円であります。
34. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
35. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
36. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）および退職一時金制度（非積立型制度であります。が、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっております。）を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	37,123百万円
勤務費用	1,598百万円
利息費用	371百万円
数理計算上の差異の当期発生額	384百万円
退職給付の支払額	<u>△3,999百万円</u>
期末における退職給付債務	<u>35,477百万円</u>

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	8,521百万円
期待運用収益	72百万円
数理計算上の差異の当期発生額	1,747百万円
事業主からの拠出額	148百万円
退職給付の支払額	<u>△152百万円</u>
期末における年金資産	<u>10,336百万円</u>

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金
および前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	35,477百万円
年金資産	<u>△10,336百万円</u>
	25,140百万円
未認識数理計算上の差異	<u>1,338百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>26,478百万円</u>
退職給付引当金	27,077百万円
前払年金費用	<u>△598百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>26,478百万円</u>

④退職給付に関連する損益

勤務費用	1,598百万円
利息費用	371百万円
期待運用収益	△72百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	<u>862百万円</u>
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>2,759百万円</u>

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

株式	55%
債券	8%
その他	<u>37%</u>
合計	<u>100%</u>

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。

割引率	1.0%
長期期待運用収益率	0.8%
(うち、確定給付企業年金)	1.8%

2024年度〔 2024年4月1日から 2025年3月31日まで 〕 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	623,355
保険料等収入	368,900
再保険収入	367,847
資産運用収益	1,052
利息および配当金等収入	154,826
預貯金利息	132,117
有価証券利息・配当	3
貸付金利息	109,235
不動産賃貸料	6,246
その他利息配当	15,886
有価証券売却益	746
有価証券償還	15,078
貸倒引当戻入	119
その他運用収益	16
特別勘定資産運用益	7,107
その他経常収益	386
年金特約取扱受入金	99,628
保険金据置受入金	7
退職給付引当戻入	3,554
責任準備金戻入	1,117
その他経常収益	92,488
経常費用	2,459
保険金等支払	590,625
再保険料	387,868
年給	107,641
解約返戻金	108,059
その他返戻金	76,250
再保険料	91,559
責任準備金等繰入	2,017
支払準備金繰入	2,339
社員配当金積立利息繰入	3,076
資産運用費用	3,073
支払利息	3
有価証券売却損	52,180
有価証券償還	4,732
有価証券償還	26,463
金融派生商品費	6
為替差損	206
貸用不動産等減価償却	3,447
その他運用費用	1,364
事業経常費用	5,334
その他経常費用	10,626
保険金据置支払	112,825
保税減価却	34,674
その他経常費用	8,526
保税減価却	9,449
その他経常費用	14,219
その他経常費用	2,479
経常利益	32,730
特別利益	1,707
固定資産等処分利益	1,676
その他特別利益	31
特別損失	21,732
固定資産等処分損失	904
減損	736
価格変動準備金繰入	17,090
不動産圧縮	29
関係会社株式評価	2,972
税引前当期純剰余	12,705
法人税および住民税	6,715
法人税等調整額	△ 7,052
法人税等調整額	△ 336
当期純剰余	13,042

- 注1. 子会社等との取引による収益の総額は851百万円、費用の総額は10,212百万円であります。
2. (1) 有価証券売却益の内訳は、
- | | |
|-------|----------------|
| 国債等債券 | 3,746百万円、 |
| 株式等 | 9,298百万円、 |
| 外国証券 | 2,033百万円であります。 |
- (2) 有価証券売却損の内訳は、
- | | |
|-------|----------------|
| 国債等債券 | 3,117百万円、 |
| 株式等 | 3,777百万円、 |
| 外国証券 | 19,568百万円あります。 |
- (3) 有価証券評価損の内訳は、
- | | |
|------|-----------|
| 株式等 | 4百万円、 |
| 外国証券 | 1百万円あります。 |
3. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は2百万円、責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金戻入額の金額は14百万円あります。
4. 「金融派生商品費用」には、評価益が411百万円含まれております。

5. 当年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

資産のグルーピング方法は、貸借対照表注記15.に記載のとおりであります。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用 途	減 損 損 失 (百 万 円)		
	土 地	建 物	計
賃 貸 不 動 産 等	—	—	—
遊 休 不 動 産 等	4 1 1	2 1 0	6 2 2
売 却 予 定 不 動 産 等	7 0	4 2	1 1 3
合 計	4 8 2	2 5 3	7 3 6

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等、売却予定不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを3.1%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準にもとづく評価額または公示価格を基準とした評価額等から処分費用見込額を差し引いて算定しております。